



# 熊本県公報

号外 第 1 2 号  
平成 22 年 4 月 28 日(水)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 条 例
- 障害者の社会的活動への参加の促進のための関係条例の整備に関する条例…………… (障害者支援総室) 1

### 本号で公布された条例のあらまし

**◇障害者の社会的活動への参加の促進のための関係条例の整備に関する条例**

- 次に掲げる条例の規定中、障害者の介護者の施設使用料等について減免対象とする障害（内部障害）に、障害の級別が 1 級から 4 級までの「肝臓機能障害」を追加することとした。
  - 熊本武道館条例（第 1 条関係）
  - 熊本県立美術館条例（第 2 条関係）
  - 熊本県都市公園条例（第 3 条関係）
  - 熊本県伝統工芸館条例（第 4 条関係）
  - 熊本県立総合体育館条例（第 5 条関係）
  - 熊本県農業公園条例（第 6 条関係）
  - 熊本県立装飾古墳館条例（第 7 条関係）
  - 熊本県立青少年の家条例（第 8 条関係）
  - 熊本県総合射撃場条例（第 9 条関係）
- この条例は、公布の日から施行することとした。
- この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第 2 項－第 4 項関係）

## 条 例

障害者の社会的活動への参加の促進のための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成 22 年 4 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県条例第 30 号

障害者の社会的活動への参加の促進のための関係条例の整備に関する条例

（熊本武道館条例の一部改正）

第 1 条 熊本武道館条例（昭和 46 年熊本県条例第 62 号）の一部を次のように改正する。  
第 9 条第 2 項第 1 号中「又は同表」を「又は次の表」に改め、同号の表内部障害の部に次のように加える。

肝臓機能障害	1 級から 4 級までの各級
--------	----------------

（熊本県立美術館条例の一部改正）

第 2 条 熊本県立美術館条例（昭和 50 年熊本県条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項第 1 号中「又は同表」を「又は次の表」に改め、同号の表内部障害の部に次のように加える。

肝臓機能障害	1 級から 4 級までの各級
--------	----------------

（熊本県都市公園条例の一部改正）

第 3 条 熊本県都市公園条例（昭和 53 年熊本県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項第 1 号中「又は同表」を「又は次の表」に改め、同号の表内部障害の

部に次のように加える。

肝臓機能障害	1級から4級までの各級
--------	-------------

(熊本県伝統工芸館条例の一部改正)

第4条 熊本県伝統工芸館条例(昭和57年熊本県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「又は同表」を「又は次の表」に改め、同号の表内部障害の部に次のように加える。

肝臓機能障害	1級から4級までの各級
--------	-------------

(熊本県立総合体育館条例の一部改正)

第5条 熊本県立総合体育館条例(昭和57年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「又は同表」を「又は次の表」に改め、同号の表内部障害の部に次のように加える。

肝臓機能障害	1級から4級までの各級
--------	-------------

(熊本県農業公園条例の一部改正)

第6条 熊本県農業公園条例(平成2年熊本県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「又は同表」を「又は次の表」に改め、同号の表内部障害の部に次のように加える。

肝臓機能障害	1級から4級までの各級
--------	-------------

(熊本県立装飾古墳館条例の一部改正)

第7条 熊本県立装飾古墳館条例(平成3年熊本県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「又は同表」を「又は次の表」に改め、同号の表内部障害の部に次のように加える。

肝臓機能障害	1級から4級までの各級
--------	-------------

(熊本県立青少年の家条例の一部改正)

第8条 熊本県立青少年の家条例(平成9年熊本県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「又は同表」を「又は次の表」に改め、同号の表内部障害の部に次のように加える。

肝臓機能障害	1級から4級までの各級
--------	-------------

(熊本県総合射撃場条例の一部改正)

第9条 熊本県総合射撃場条例(平成10年熊本県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「又は同表」を「又は次の表」に改め、同号の表内部障害の部に次のように加える。

肝臓機能障害	1級から4級までの各級
--------	-------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の熊本武道館条例、熊本県立美術館条例、熊本県都市公園条例、熊本県伝統工芸館条例、熊本県立総合体育館条例、熊本県農業公園条例、熊本県立装飾古墳館条例、熊本県立青少年の家条例及び熊本県総合射撃場条例の使用料、観覧料及び入園料の減免に関する規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用、観覧、利用又は入園に係る使用料、観覧料又は入園料について適用し、施行日前の使用、観覧、利用又は入園に係る使用料、観覧料又は入園料については、なお従前の例による。

3 熊本県立青少年の家条例第2条に規定する青少年の家に係る施行日の前日から施行日にかけての宿泊による利用は、施行日以後の利用とみなして、前項の規定を適用する。

4 知事は、この条例の施行の際現に改正前の熊本武道館条例、熊本県都市公園条例、熊本県立総合体育館条例、熊本県立青少年の家条例及び熊本県総合射撃場条例の規定により施行日以後の使用又は利用に係る許可を受けている者で、当該使用又は利用に係る使用料を既に納めたものについて、改正後の熊本武道館条例、熊本県都市公園条例、熊本

県立総合体育館条例、熊本県立青少年の家条例及び熊本県総合射撃場条例の使用料の減免に関する規定により使用料を免除したときは、これらの条例の使用料の還付又は返還に関する規定にかかわらず、当該既納の使用料を還付又は返還するものとする。